



鳥取県公報

平成 19 年 6 月 8 日 (金)
第 7 8 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (506) (指導管理課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定 (507) (景観まちづくり課) . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (508~510) (森林保全課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (511) (東部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (512) (〃) 5
	土地改良事業の同意 (513) (東部総合事務所農林局) 5
	土地改良事業の同意 (514) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 公 告	平成19年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 6
	調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 7
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 8

告 示

鳥取県告示第 506 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県国営大山山麓^{ろく}土地改良事業負担金徴収条例（平成 15 年鳥取県条例第 5 号）第 2 条の規定に基づく負担金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課

課長補佐 安田 到

主 幹 神庭 伸子

主 事 長谷川律子

3 委任期間

平成 19 年 6 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 507 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第 77 条の 35 の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

財団法人日本建築総合試験所

大阪府吹田市藤白台五丁目 8 - 1

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市中央区谷町二丁目 3 - 12

3 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成 19 年 6 月 20 日

鳥取県告示第 508 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字笹山下1811の1、字親谷1815、1816、1823、字三枚畑1824から1826まで、字牛谷1831の2、1832、字小牛谷1837の2、1838から1840まで、1842、字神谷1992、字篠谷口2002、字隠谷2005の2、2008の2、2009の2、字芋谷口2108、2138の2、2138の3、字小猿毛口ノ内藤谷2111、2112、2112の1、字小猿毛谷2114の1、2114の2、2114の4、字小猿毛口2116、2136の3、字大猿毛口北側2117の1、2117の2、字仏谷左側2121、字仏谷2123の1から2123の3まで、字小スカフ西側2125の1から2125の12まで、字大スカフノ内坂ノ谷2128、2128の1、2129、2129の1、字小スカフ東側2130の1、2130の2、字壺反谷ノ内ホゼ谷2131の1から2131の5まで、字大猿毛口2134の4から2134の6まで、2135の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字親谷809、809の1、810、字木地原2027の1、2030の2、字大坂谷北側2043の1、字奥大坂谷2069の1、2069の2、2072の1、2072の5、2073の1から2073の5まで、字中大坂谷南側2077の1、字大坂口2092の1、2092の2、2095の3、字スカフ口2096の2、2097の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 509 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町下野字船ヶ谷上分743、743の1、743の2、字水目谷口下分746、749、750、751の1、758の1、758の3、758の5、758の8、758の13、758の31、758の32、字船ヶ谷下分764、764の2、字和見谷東側口分1238の1、1240、字小谷1243の1、1244、1246、1248、1249の1、字寺ノ谷1253、大江字蒲原5、6、字尼ヶ瀧上エ1381から1384まで、1386の1、1386の2、1387、字大小谷1925から1927まで、字紙屋谷大谷口東平奥1929、1933、1934、1937、1938、字祖母ヶ谷大杖1957、1957の1、1958、1958の1、1959、字織尾1960、1962、1962の1、字中ノ谷1967、1968、1969の1、1969の2、字祖母谷西平1970、1971、1972の1、1972の2、1973の2、1974から1976まで、字ゲンザウ1978、字茗荷1980から1983まで、1983の1、1984、1986、字大榎谷上ミ平1987から2001まで、字大榎谷空山2005の1、2006、字大澤2011から2013まで、字爪ヶサコ2014、2018から2021まで、2024、字大榎谷西平2025から2030まで、字大榎谷口下モ2032、2033、字小榎谷上ミ平2034から2036まで、2036の1、2037から2040まで、字和庄谷下モ平2113、字西小谷2123の1、2124、2126、2127、2128の1、2128の2、2129の2、2129の3、2130、2133、字下モ平2134、2135、2136の1、2137の1、2138、字蒲原上エ2146の1、2147、2148の1、2149の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 510 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町覚王寺字大瀧376の1、377、378、字奥大瀧421の1、421の3、422の4、字榎谷424の1、424の66、426の1、426の2、428、428の1、428の18

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 511 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
合同会社春雛 代表社員 寺坂 はる子	鳥取市用瀬町安蔵918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵918-6	通所介護	平成19年6月1日

鳥取県告示第 512 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
合同会社春雛 代表社員 寺坂 はる子	鳥取市用瀬町安蔵918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵918-6	介護予防通所介護	平成19年6月1日

鳥取県告示第 513 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（ため池等整備事業 柿谷地区 農地防災）について、平成19年6月4日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成19年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

鳥取県告示第 514 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、伯耆町が行う土地改良事業(元気な地域づくり交付金事業(基盤整備促進)金屋谷地区 農業用排水施設)について、平成19年5月29日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成19年6月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づき、平成19年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成19年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成19年8月28日(火) 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験(毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)附則第3項に該当するものを除く。)

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法(記述式による。)

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 最寄りの保健所

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医療指導課(〒680-8570鳥取市東町一丁目220)

(2) 提出書類

ア 受験願書(9に掲げる問合せ先において配布するものによること。)

イ 履歴書(アとともに配布するものによること。)

ウ 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

エ 受験票(アとともに配布するものによること。)

(3) 受験に関する書類の受付期間及び時間

平成19年6月18日(月)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から

午後 5 時 30 分まで。

なお、郵送の場合は、平成 19 年 6 月 29 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医療指導課に申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は 10,500 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成 19 年 8 月 22 日（水）までに鳥取県福祉保健部医療指導課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成 19 年 9 月 21 日（金）午前 9 時に鳥取県内各保健所に掲示し、及び鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から 1 月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-21-3048）

鳥取保健所（東部総合事務所福祉保健局）（電話 0857-22-5691）

倉吉保健所（中部総合事務所福祉保健局）（電話 0858-23-3144）

米子保健所（西部総合事務所福祉保健局）（電話 0859-31-9316）

日野保健所（日野総合事務所福祉保健局）（電話 0859-72-2032）

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者（調理師法附則第 3 項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験の日時

平成 19 年 9 月 6 日（木）午前 9 時 30 分から正午まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目 220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町 2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目 160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学
(5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局又は鳥取県日野総合事務所福祉保健局（以下「生活環境局等」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第 3 項第 7 号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終った者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成 19 年 7 月 2 日（月）から同月 13 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成 19 年 7 月 13 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100 円

(2) 納入方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成 19 年 9 月 27 日（木）に生活環境局等において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>)に掲載する。

なお、合格者には、平成 19 年 9 月 27 日付けで通知する。

8 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

・くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目 220	(0857-26-7185)
・東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目 176	(0857-20-3677)
・中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町 2	(0858-23-3117)
・西部総合事務所生活環境局	米子市糞町一丁目 160	(0859-31-9321)
・日野総合事務所福祉保健局	日野町根雨 140-1	(0859-72-2039)

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 2 級
- 2 実施日時
平成 19 年 9 月 11 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室
- 4 受検定員
30 名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成 19 年 7 月 9 日（月）から同月 13 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。また、持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 2 級
- 2 実施日時
平成 19 年 9 月 15 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター 2 階
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成 19 年 8 月 6 日（月）から同月 10 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署なお、持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。